

9. 許可申請書の記載例

許可申請書は、許可申請者が、建設業法の期待する建設業者であるかどうか、許可できるかどうかを判断する資料になります。この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば許可を受けられませんし、もし虚偽の記載があればたとえ許可を受けた後であっても許可が取り消されることとなります。さらに、不正の手段により許可（更新を含む）を受けた等の理由により許可を取り消された場合には、許可の取消の日から5年間を経過しなければ新たに許可を受けられないこととなりますので、十分注意して作成してください。

なお、記載例は1様式1枚を掲げ、記載上の注意を説明してありますが（誤記や記入漏れのないよう注意してください）、実際に許可申請書を提出する際には、それぞれの様式について各3部（正本1部、副本2部）記載する必要があります。

※認可申請書の記載例については、P168～P182をご覧ください。

※行政書士による代理申請の記載例については、P193以降をご覧ください。

一般的注意事項

- ・各証明書類の証明有効期限は、原則として申請日以前3ヶ月ですので注意してください。
- ・数字はすべて算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。
- ・法人の商号の使用文字は、登記事項証明書に記載されている文字を原則とします。
- ・法人の代表者名及び個人の場合は、住民票に記載の文字を原則とします。
なお、新字旧字（例：「栄」と「榮」）や異体字（例：「高」と「髙」）の違いであれば、申請書における使用文字として用いることができます。ただし、この場合において各様式にて使用する文字は統一してください。
- ・フリガナ欄の濁音、半濁音を表す文字は1文字として扱ってください。
（例）

カ	バ
---	---
- ・フリガナ欄の小書き文字は、大きくせず、そのまま表示してください。
（例）

シ	ユ	テ	イ
---	---	---	---
- ・文字は楷書でいねいに書いてください。
- ・記載事項のない用紙には「記載事項なし」あるいは「なし」と書いてください。

令和3年1月以降での建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における押印の取扱いについてのお知らせ

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」が令和3年1月1日から施行され、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」の改定がされました。

これらの改正等を受け、令和3年1月以降での本県を申請（届出）先とする建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における手続きについて、下記のとおりとします。

1 建設業許可申請・届出等及び経営事項審査における押印及び署名について

（本人申請の場合）

○法定書類についての押印は不要です。個人名の記載は記名で差し支えありません。

○従前の法定書類で、「印」の記載があっても、押印せずに提出して頂いて差し支えありません。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっても従来通り、受け付けます。

（代理申請・代行作成の場合）

○行政書士が書類を作成した場合の行政書士の記名と職印の押印は必要です。

○本人の記名による法定書類についての押印は不要です。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっても従来通り、受け付けます。

○行政書士が代理人として申請・届出を行う際の委任状については押印不要とします。

◇三重県が許可行政庁として独自に求めている様式については、次の扱いとします。

（建設業許可関係）

・発注証明書、履行証明書については、第3者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

・申立書（理由書）を提出される場合においては、押印に代えて、氏名の記載は本人の自署によることとします。（この場合も押印によることは

差し支えありません。)

- その他、許可行政庁が求める様式における取扱いは申請（届出）先の建設事務所にご確認ください。

（経営事項審査関係）

- 法定外労災災害補償制度加入証明書及び防災協定加入証明書については第三者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

2 窓口等における申請（届出）時での申請者確認

本人以外によるなりすまし防止の観点から、押印が省略されている申請書においては、窓口等における申請（届出）時での申請者確認を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

（窓口における申請（届出）時の確認）

- 本人による申請（届出）にあつては、従来から行っております相手方確認をもって、ご本人から申請（届出）がなされたことを確認させていただきます。
 - 行政書士が代理人として申請（届出）を行う場合にあつては、委任状の確認と行政書士証の提示による相手方確認をもって、代理申請（届出）がなされたことを確認させていただきます。
- ※経営事項審査申請については審査会場受付にて申請者確認を行います。

（郵送による場合での申請（届出）における確認）

- 本人による申請（届出）にあつては、郵送された申請書（届出書）の到着後に、管轄する建設事務所総務課担当者より、申請書の連絡先に記載された担当者の方に向けて電話連絡させて頂き、申請（届出）の事実を確認させていただきます。
- 行政書士が代理人として申請（届出）にあつては、郵送された申請書（届出書）に委任状と行政書士証の写しが同封されていることの確認をもって、代理申請（届出）の事実を確認させていただきます。

※は記入しないでください。

※ 許 可
年 月 日 令 和 年 月 日

※ 許 可 番 号 三 重 県 知 事 第 号

※ 許 可 建 設 業 の 種 類

一 般
特 定

建設業許可申請書

一般、特定のどちらか一方のみの許可を受ける場合、
不要の文字を消します。
一般、特定の両方を受ける場合はどちらも消しません。

住 所 津市桜橋3丁目446番34号
申 請 者 会社名又は 番号 エム・アイ・イー土木株式会社
代表者氏名 代表取締役 三重太郎

役員等の一覧表

法人の役員等(※)についてすべて記載してください。
 なお、個人事業主の方は本様式の作成は不要です。

令和3年1月20日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
ミエ	タロウ	代表取締役	常勤
三重	太郎		
ヤマ	イチロウ	取締役	常勤
山田	一郎		
カワ	ジロウ	取締役	常勤
川田	二郎		
ウミ	サブロウ	取締役	非常勤
海田	三郎		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している方をいいます。 </div>			
イセ	タロウ	相談役	常勤
伊勢	太郎		
シマ	ジロウ	株主等	
志摩	次郎		
(※)役員等とは次の者をいいます(法第5条第3号) <ul style="list-style-type: none"> ・「業務を執行する社員」・持分会社の業務を執行する社員 ・「取締役」・株式会社の取締役 ・「執行役」・指名委員会等設置会社の執行役 ・「これらに準ずる者」・法人格のある各種の組合等の理事、執行役員等(許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者のみ記入)。 ・「相談役」 ・「顧問」 ・「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」・法人が株主の場合は記載不要 ・「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人」・法人が出資者の場合は記載不要 なお、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員等には含まれません。			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

例1 従たる営業所がない場合

営業所一覧表（更新）

従たる営業所がない場合であっても提出してください。

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主たる営業所に係る情報については記載不要です。 </div> （ 津市広明町13番地 〒514-8570 059-223-5200 ）		
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、登記上の所在地をかつこ書きで記載してください。 </div>
従たる営業所	該当なし			
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 余白に「該当なし」と記載してください。 </div>	

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

例2 従たる営業所がある場合

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営業 主 たる 所	本 社	津市桜橋3丁目446番34号 〒514-0003 059-224-2660 （ 津市広明町13番地 〒514-8570 059-223-5200 ）	土 と 舗	建
	伊賀営業所	伊賀市四十九町2802 〒518-8533 0595-24-8200	土 と 舗	
従 た る 営 業 所				

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、2段書き（下段に登記上の所在地をカッコ書き）で記載します。

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

専任技術者一覧表

法人、個人の専任技術者全員について記載してください。

令和3年1月20日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	イセ サブロウ 伊勢 三郎	土-9、と-9、舗-9	1 3
本社	スズカ シロウ 鈴鹿 四郎	建-7	2 0 3 8
伊賀営業所	イガ ゴロウ 伊賀 五郎	土-9、と-9、舗-9	1 3

従たる営業所がある場合、P98又はP100の「営業所一覧表（様式第一号別紙二）」に記載した営業所の順番に名称を記載します。

専任技術者が担当する業種について、業種の略号に続けて工事種類のコードを下表のとおり記入します。

専任技術者として該当する資格や実務経験等のコードをP22～26の「技術者の資格表」またはP132の「コード表」に従い記入します。

土木一式工事(土) 建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) 電気工事(電) 管工事(管) タイル・れんが・ブロック(タ)	鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 舗装工事(舗) しゆんせつ工事(しゆ) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 塗装工事(塗) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 機械器具設置工事(機)	熱絶縁工事(絶) 電気通信工事(通) 造園工事(園) さく井工事(井) 建具工事(具) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)	
--	---	---	--

専任技術者 工事種類・有資格区分コード表

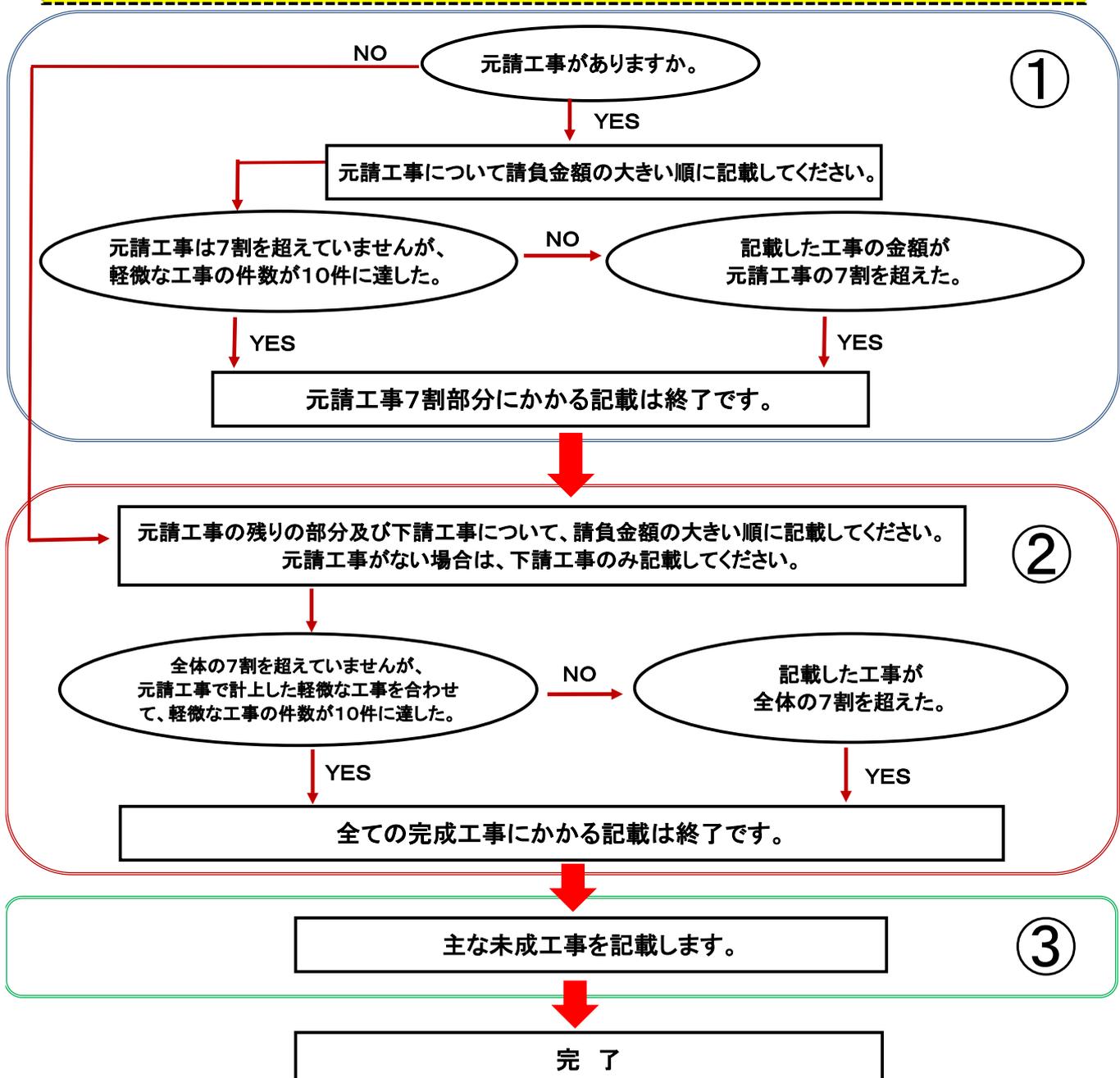
法律条文			要件	記載コード		
				工事種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	建設業法 第7条第2号	イ	指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】	1	01	
		ロ	実務経験 10年経験	4	02	
		ハ	国家資格者等	7	P22～26技術者の資格表	
特定	建設業法 第15条第2号	イ	国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	9	P22～26技術者の資格表	
		ロ	指導監督的 実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
				+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
				+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P22～26技術者の資格表
		ハ	国土交通大臣特別認定(同号イと同等以上)	3	03	
国土交通大臣特別認定(同号ロと同等以上)	6		04			

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー図【経営事項審査を受審する場合】

- ① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
- ② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の額の大きい順に記載します。
①、②において、記載しなかった残りの工事については、「その他元請工事〇件〇〇千円」、「その他下請工事〇件〇〇千円」とまとめて記載してください。
- ③ ②に続けて主な未成工事を記載します。

注意

①及び②において、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1,500万円未満）の軽微な工事の記載が10件に達した場合には、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。つまり、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1,500万円未満）の軽微な工事にあつては、1業種につき全体で10件を超えて記載する必要はありません。ただし、①の元請工事において軽微な工事の記載が10件に達しても、②において、「税込みで」500万円以上（建築一式「税込みで」1,500万円以上）の下請工事がある場合は、記載が必要です。



（経営事項審査を受審する場合）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。種類が複数ある場合は、それぞれ別用紙に書きま

- 1 工事は、提出する事業年度の期間分を書きます。
- 2 1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴とすることはできません。
- 3 工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

課税事業者は「税抜」、免税事業者は「税込」で記入します。

特定建設業の許可を有する元請業者が、総額で4,000万円（建築一式は6,000万円）以上の下請契約を締結した場合のみ該当します。

平成22年4月1日から、工事契約の認識について、
 ①工事収益総額
 ②工事原価総額
 ③決算日における工事進捗度
 を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとされました。

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

請負代金の額を千円単位（端数切捨）で書きます。なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。

①元請工事について、金額の大きい順に元請工事合計額の7割を超えるところまで記載します。ただし、500万円未満（建築一式1,500万円未満）の軽微な工事については、10件を超えて記載する必要はありません。

②上記に続けて、残りの工事（上で記載しなかった残りの元請工事と全ての下請工事）について、金額の大きい順に全体の完成工事高の7割を超えるところまで記載します。

ただし、500万円未満（建築一式1,500万円未満）の軽微な工事については、上記①の元請工事と合わせて全体の10件を超えて記載する必要はありませんが、500万円以上（建築一式1,500万円以上）の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。

「小計」「合計」欄について
 円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。（千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、千円単位での合計とは一致しない場合があります。）また、工事進行基準を採用している場合は、（）書き部分を足してください。

1ページに書き切れない場合は、複数ページに渡って記載します。

（建設工事の種類）		舗装工事		（税込・税抜）		経歴書		請負代金の額		工期			
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所には印を記載）	主任技術者	主任技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月		
〇〇建設	元請	JV	〇〇線舗装整備工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ			90,000 (42,000)	千円	千円	令和元年 7月	令和2年 8月
津市	元請		〇〇線舗装補修工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ			100,000	千円	千円	令和2年 3月	令和2年10月
〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県菰野町	〇〇 〇〇	レ			52,000	千円	千円	令和2年 1月	令和2年 5月
〇〇組	下請		〇〇公園整備に伴う駐車場舗装工事	三重県松阪市	〇〇 〇〇	レ			45,000	千円	千円	令和元年10月	令和2年 4月
〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ			27,500	千円	千円	令和元年11月	令和2年 3月
A	元請		A邸新築に伴う舗装工事	三重県松阪市	〇〇 〇〇	レ			24,000	千円	千円	令和2年 8月	令和2年11月
〇〇土建	下請		〇〇〇工場舗装改良工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ			22,000	千円	千円	令和2年 5月	令和2年8月
			その他元請工事 4件						30,500	千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
			その他下請工事 12件						84,000	千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
主な 未成工事													
津市	元請												

【記載方法】
 ① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
 ② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
 ③ ②に続けて主な未成工事を記載します。
 ※①及び②において、500万円未満（建築一式1,500万円未満）の軽微な工事の記載が10件に達した場合は、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。ただし、①の元請工事において、軽微な工事の記載が10件に達しても、②において500万円以上（建築一式1,500万円以上）の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。

JV(甲型)の場合は、請負金額に出資割合を乗じて得た額を記載します。
 工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高（ ）で記入します。
 ①、②において、記載しなかった残りの工事については、その他元請工事、その他下請工事としてまとめて記載します。

左欄の着工年月は、実際に工事に着手した年月を、右欄の完成年月は、実際に完成し引き渡した年月を、当該工事が未完成である場合は、完成予定の年月を記入します。

小計	23件	417,000	千円	千円	186,500	千円	千円
合計	23件	417,000	千円	千円	186,500	千円	千円

P105の「直前3年の各事業年度における施工金額（様式第3号）」の合計金額とそれぞれ一致します。

（経営事項審査を受審しない場合）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。種類が複数ある場合は、それぞれ別用紙に書きます。

- 1 工事は、提出する事業年度の期間間を書きます。
- 2 1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴とすることはできません。
- 3 工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

該当する方に○をします。

特定建設業の許可を有する元請業者が、総額で4,000万円（建築一式は6,000万円）以上の下請契約を締結した場合のみ該当します。

平成22年4月1日から、工事契約の認識について、
 ①工事収益総額
 ②工事原価総額
 ③決算日における工事進捗度を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとされました。

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

請負代金の額を千円単位（端数切捨）で書きます。なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。

公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が（3,500万円建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる工事の専任を要する主任技術者等は、営業所の専任技術者及び他の工事の専任を要する主任技術者等とは兼任できませんので注意してください。また、在籍 outwarder 又は派遣社員を主任技術者等として配置することができますので注意してください。未成工事及びその他工事については記載不要です。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）		着工年月	完成又は完成予定年月
津市	元請		交通安全対策ガードレール設置工事	三重県津市	〇〇 〇〇	〇	760 千円	令和2年 7月	令和2年 9月
〇〇建設	下請		〇〇〇邸外構工事	三重県松阪市	〇〇 〇〇	〇	750 千円	令和2年 1月	令和2年 7月
〇〇組	下請		〇〇邸盛土・土留工事	三重県鈴鹿市	〇〇 〇〇	〇	556 千円	令和2年 5月	令和2年 6月
〇〇建設	下請		〇〇〇邸外構工事	三重県津市	〇〇	〇	500 千円	令和2年 2月	令和2年 3月
〇〇商店	元請		〇〇営業所フェンス設置工事	三重県津市	〇〇	〇	100 千円	令和2年 2月	令和2年 3月
〇〇高校	元請		ブロック塀補修工事	三重県津市	〇〇 〇〇	〇	80 千円	令和2年 4月	令和2年 4月
〇〇高校	元請		ブロック塀補修工事	三重県津市	〇〇 〇〇	〇	80 千円	令和2年 2月	令和2年 2月
B	元請		B邸外構修繕工事	三重県菰野町	〇〇 〇〇	〇	70 千円	令和2年 2月	令和2年 2月
			その他工事 10件				216 千円	令和 年 月	令和 年 月
主な未成工事									
津市	元請								
小計							うち 元請工事 1,200 千円		
合計							うち 元請工事 1,200 千円		

③主な未成工事について、請負金額の大きい順に記載します。

「注文者」と「工事名」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。

②概ね、1ページに収まる程度に記載してください。1ページに書き切れない工事については、「その他工事〇〇件」とまとめて記載します。

左欄の着工年月は、実際に工事に着手した年月を、右欄の完成年月は、実際に完成し引き渡した年月を、当該工事が未完成である場合は、完成予定の年月を記入します。

①元請、下請にかかわらず、請負金額の大きい順に記載してください。

三重県〇〇郡△△町の場合は、「三重県△△町」と記載ください。

【記載方法】
 ①元請工事、下請工事にかかわらず請負金額の大きい順に記載してください。
 ②概ね、1ページに収まる程度に工事に記載してください。書き切れない工事については、その他工事〇〇件とまとめて記載します。
 ③②に続けて主な未成工事を記載します。

P105の「直前3年の各事業年度における施工金額（様式第3号）」の合計金額とそれぞれ一致します。

「小計」「合計」欄について
 円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。（千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、千円単位での合計とは一致しない場合があります。）また、工事進行基準を採用している場合は、（）書き部分を足してください。

（例1） 通常の許可申請の場合

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。

（税込・税抜/単位：千円）

事業年度	注 文 者 分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
			土木一式工事	建築工事	とび・土エ・コンクリート工事	舗装工事		
第 29 期 平成 29 年 12 月 1 日から 平成 30 年 11 月 30 日まで	元請	公共	398,556	2,400	2,380	109,523	0	512,859
	元請	民間	85,232	63,355	4,285	5,655	0	158,527
	下請		0	35,600	0	272,000	0	307,600
		計	483,788	101,355	6,665	387,178	0	978,986
第 30 期 平成 30 年 12 月 1 日から 令和 元年 11 月 30 日まで	元請	公共	358,507	5,200	0	15,238	0	378,945
	元請	民間	55,264	45,200	1,699	0	0	102,163
	下請		0	55,623	1,211	176,190	0	233,024
		計	413,771	106,023	2,910	191,428	0	714,132
第 31 期 令和 元年 12 月 1 日から 令和 2 年 11 月 30 日まで	元請	公共	267,083	0	920	186,500	0	454,503
	元請	民間	45,489	68,900	280	0	0	114,669
	下請		0	29,250	1,912	230,500	0	261,662
		計	312,572	98,150	3,112	417,000	0	830,834
	元請	公共						
	元請	民間						
	下請							
		計						
	元請	公共						
	元請	民間						
	下請							
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
	元請	民間						
	下請							
		計						

申請時の直前3年間を、1年毎に3年分書きます。決算期を変更した場合は、3年分となるように注意してください。個人の事業年度は1月1日から12月31日までです。（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「0」と書きます。

損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が5業種以上ある場合は、用紙が2枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位(端数切捨)で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位(端数切捨)で表示します。つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

（例2）直前3年の間で、課税事業者に該当する決算期と免税事業者に該当する決算期がある場合

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

両方に○を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。

（税込・税抜）/単位：千円

事業年度	注 文 者 の 区 分	認可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		建築一式工事	大工工事	とび・土工・コンクリート工事	工事		
第29期（税込） 平成29年12月1日から 平成30年11月30日まで	元請	公共	0	0	546	0	546
	元請	民間	1,575	0	892	0	2,467
	下請		0	420	7,980	0	8,400
		計	1,575	420	9,418	0	11,413
第30期（税込） 平成30年12月1日から 令和元年11月30日まで	元請	公共	2,940	0	0	0	2,940
	元請	民間	1,995	0	315	0	2,310
	下請		0	0	6,300	0	6,300
		計	4,935	0	6,615	0	11,550
第31期（税抜） 令和元年12月1日から 令和2年11月30日まで	元請	公共	0	0	1,142	0	1,142
	元請	民間	3,619	0	3,809	0	7,428
	下請		0	4,285	4,222	0	8,507
		計	3,619	4,285	9,173	0	17,077
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
		計					

申請時の直前3年を1年毎に3年分書きます。決算期を変更した場合は、3年分となるように注意してください。個人の事業年度は1月1日から12月31日までです。（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「0」と書きます。

決算期ごとに括弧書きで税込、税抜を追加記載してください。

通常は、損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が5業種以上ある場合は、用紙が2枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上をわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位（端数切捨）で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

（例3） 法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合等（決算未到来、決算未確定の場合）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○を付ける

決算未到来

（税込・税抜）／単位：千円

事業年度	注 文 者 分 の 区 分		認可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元 請	公 共						
		民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							

法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合、余白に「決算未到来」と記入してください。

また、第1期目の決算期は到来しているものの決算が確定していない場合は「決算未確定」と記入してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
 - 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
 - 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

許可申請の場合は、申請日における使用人の数を、変更届の場合は、事業年度終了の日（決算日）における使用人の数を書きます。

令和3年1月20日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 社	5 人	1 人	2 人	8 人
伊賀営業所	2 人	0 人	1 人	3 人
↑	↑	↑	↑	
全ての営業所（主たる営業所及びその他の営業所）を書きます。	建設業許可における専任技術者を有している技術関係の使用人の数を書きます。	建設業許可における専任技術者の要件を有していない技術関係の使用人の数を書きます。	建設業に従事する事務関係の使用人の数を書きます。	
役員又は個人事業主の方も含めた使用人の数を書いてください。 兼業部門に従事する方は除きます。 法人にあっては、監査役を除きます。				
合 計	7 人	1 人	3 人	11 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

特に注意してください。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

申請者、申請者の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第8条各号に該当しないという誓約書であるため、P28（五）②の欠格事由に該当する項目がないか確認してください。 紙A4)

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

← 不要の文字を消します。

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用者並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 3年 1月 20日

不要の文字を消します。

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 三重県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~」

「地方整備局長
 北海道開発局長
 知事」

については不要なものを消すこと

○常勤役員等証明書（様式第7号）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第7条第1号	記載例
例1	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員で5年以上	イ（1） 該当	P 1 1 1
例2	個人	個人	本人	確定申告	個人事業主で5年以上	イ（1） 該当	P 1 1 2
例3	個人	法人	元役員	年数に応じ法人登記簿	法人役員後、個人事業主での経験を合算して5年以上（証明期間より証明書は2枚に分かれる。）	イ（1） 該当	P 1 1 3
		個人	本人	年数に応じ確定申告		イ（1） 該当	P 1 1 4
例4	法人	法人	役員	年数に応じ確定申告＋法人登記簿	個人事業主後に法人成り。法人役員経験と合算して5年以上（証明書は1枚で可、備考欄に法人成り記載要）	イ（1） 該当	P 1 1 5
例5	個人	元事業主	元事業主補佐	確定申告（元事業主）	事業主補佐で5年以上	イ（3） 該当	P 1 1 6

○常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第7号の2）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第7条第1号	記載例
例6	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員（自社）で建設業に関し、2年以上の経験及び、役員に次ぐ職制上の立場で建設業に関し、3年以上の経験による	ロ（1） 該当	P 1 1 8
例7	法人	法人	役員	法人登記簿（以前の会社と自社）	法人役員（以前の会社と自社）で5年以上の経験かつ建設業に関し2年以上の経験による	ロ（2） 該当	P 1 2 0 P 1 2 1
	法人	法人	役員等を補佐する者（*）	・組織図 ・期間中での業務にかかる稟議書等	建設業に関する財務管理、労務管理、業務運営は兼務により、各5年以上	—	P 1 2 2 P 1 2 3 P 1 2 4

*役員等を直接補佐する者の要件については、例6と例7で共通。

○上記のほか、経営業務の管理責任者等を変更する場合の記載例については、P 1 2 6を参照ください。

経營業務管理1名のみ

例1 法人の役員で経験がある場合

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成22年7月から令和2年12月まで 満10年5月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

経験時の役職名を書きます。

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則、片端落しで計算してください。新規及び変更の場合は、P42 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者 三重県津市桜橋3丁目446番34号 エム・アイ・イー土木株式会社 代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(本支配人の常勤の役員)で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

該当しないものを消します。

P95の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和3年1月20日

地方整備局長 北海道開発局長 三重県知事 殿

申請者 届出者 三重県津市桜橋3丁目446番34号 エム・アイ・イー土木株式会社 代表取締役 三重太郎

申請又は届出の区分 171 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」新規 「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 18

国土交通大臣 許可(般特)第 510 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

本枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 19 ミエ

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 20 三重太郎

生年月日 S24年04月12日

住所 津市広明町13番地 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名 21

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例3-1 法人の役員をした後、個人事業主をしている場合
(例3-2と合わせることで、要件を満たすことになります)

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成25年9月から平成27年10月まで 満2年1月
証明者と被証明者との関係 元役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、P42口経験の確認及びP39イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

証明者 三重県松阪市高町138番
三重松阪建設株式会社
代表取締役 高町一郎

(2) 下記の者は、許可申請者~~の常勤の役員~~本人~~の支配人~~で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

令和3年1月20日

許可申請者と経營業務管理責任者との関係

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
三重土木工業
三重太郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。大臣コード

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 1 8 3

国土交通大臣 知事 許可（般特一）第 5 10 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 三 重 太 郎

生年月日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

◎【変 更 前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏 名 2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

00002

例3-2 法人の役員をした後、個人事業主をしている場合

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 事業主 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成29年7月から令和2年12月まで 満3年5月
証明者と被証明者との関係 本人 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考 個人事業による事業主のため

原則、片端落しで計算してください。新規及び変更の場合は、P42 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

原則として、当該経験年数における使用者(法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人)の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散等)があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
三重土木工業
三重太郎
証明者

(2) 下記の者は、許可申請者(常勤の役員本人の支配人)で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

令和3年1月20日

許可申請者と常勤役員等との関係

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事
殿

該当しないものを消します。

「建設業許可申請書(様式第一号)」の申請者と一致します。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
三重土木工業
三重太郎
申請者 届出者

申請又は届出の区分 171 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日
申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。
大臣 コード

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 183 国土交通大臣(知事)許可(般一)第 5 号 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

太枠内が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 ミエ 姓と名の間を1マス空けます。
氏名 20 三重太郎
住所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S24年04月12日

◎【変更前】

氏名 21
生年月日 年 月 日
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
許可申請の場合は記入の必要はありません。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

00002

例4 個人事業主後、法人成をした場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ ⁽¹⁾ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	事業主、代表取締役 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数	平成23年10月から令和2年12月まで 満9年3月
証明者と被証明者との関係	役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書き
備考	平成23年10月1日から平成25年8月31日まで三重鈴鹿建設の事業主、平成25年9月1日から三重鈴鹿建設株式会社を設立し、代表取締役として現在に至る。

原則、片端落しで計算してください。
 ※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
 新規及び変更の場合は、P42 □経験の確認及びP39 □常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 □常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県鈴鹿市西条5丁目117
 三重鈴鹿建設株式会社
 代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 ⁽¹⁾ の常勤の役員 ⁽²⁾ 又は ⁽³⁾ の支配人 ⁽³⁾ で第7条第1号イ ⁽¹⁾ に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経營業務管理責任者との関係

地方整備局長 北海道開発局長 三重県 知事 殿

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 届出者

三重県鈴鹿市西条5丁目117
 三重鈴鹿建設株式会社
 代表取締役 三重太郎

令和3年1月20日

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

大臣 コード

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 1 8 国土交通大臣 許可（一般 ）第 号 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

記 太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。

氏 名 2 0 三 重 太 郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

生 年 月 日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

◎【変 更 前】

氏 名 2 1 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日 年 月 日

許可申請の場合は記入の必要はありません。

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例5 事業承継の場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	事業主補佐 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数	平成23年10月から令和2年12月まで 満9年3月
証明者と被証明者との関係	元事業主補佐 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考	

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

原則、片端落しで計算してください。
 ※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
 新規及び変更の場合は、P42「口経験の確認及びP39「イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39「イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度にお

令和3年1月20日

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 三重県組
 元事業主 三重一郎
 証明者

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾、本⁽³⁾人⁽⁴⁾、配偶⁽⁵⁾人で第7条第1号イ⁽¹⁾に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経營業務管理責任者との関係

地方整備局長
 北海道開発局長
 三重県 知事 殿

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

該当しないものを消します。

申請者 届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 三重県組
 三重太郎

令和3年1月20日

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」新規
 「3」更新その他の場合は記入不要です。

大臣コード

許可番号 1 8 国土交通大臣 許可 (一般特) 第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 ミ 3 エ 3 姓と名の間を1マス空けます。

氏 名 2 0 3 三 5 重 10 太 10 郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

生年月日 S 13 14 6 年 16 0 4 月 18 1 2 日

◎【変更前】

氏 名 2 1 3 5 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所が住民票上の住所と異なる場合であっても、実際に居住している現住所を記載してください。常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)に記載した住所と同一になります。

現住所	津市広明町13番地		
氏名	三重 太郎	生年月日	昭和24年4月12日生
職名	代表取締役		
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和61年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日	三重土木(有)入社、土木部勤務、土木工事に従事	
	自 平成15年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日	三重土木(株) 土木部工事課長に就任	
	自 平成18年 4月 1日 至 平成20年12月 31日	エム・アイ・イー土木(株) 土木部長に就任	
	自 平成21年 1月 1日 至 平成23年 8月 31日	三重土木(株) 取締役役に就任	
	自 平成23年 9月 1日 至 令和 3年 1月 現在日	エム・アイ・イー土木(株) 代表取締役役に就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3年 1月 20日		氏 名 三 重 太 郎	

現在に至るまでの職歴を書きます。建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
 刑罰については罰金刑も記載します。
 (例)〇〇法違反 懲役3年
 △△法違反 罰金〇万円
 賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

00002

経営業務の管理体制2名以上

例6 証明される者が、自社で役員2年以上、準ずる立場で3年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(1)(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 土木部長、取締役 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成27年9月から令和2年12月まで 満5年4月
証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考 平成27年9月1日から平成30年8月31日までエム・アイ・イー土木株式会社土木部長、平成30年9月1日から令和2年12月まで取締役として現在に至る。

原則、片端落して計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 口経験の確認及びP39 口常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 口常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。
なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。
また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号口(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

令和3年1月20日

申請又は届出の区分 171 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日
申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 183 国土交通大臣 許可(般特)第 5 10 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 19 イセ
氏名 20 伊勢 三郎
住所 伊勢市勢田町628-2

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S40年I0月0I日

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名 21

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例6の場合

常勤役員等の略歴書

現住所	伊勢市勢田町628-2		
氏名	伊勢 三郎	生年月日	昭和40年10月1日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和63年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	エム・アイ・イー土木(株)入社、土木部勤務、土木工事に従事	
	自 平成20年 4月 1日 至 平成27年 8月 31日	エム・アイ・イー土木(株)土木部工事課長に就任	
	自 平成27年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日	エム・アイ・イー土木(株)土木部長に就任	
	自 平成30年 9月 1日 至 令和3年 1月 現在日	エム・アイ・イー土木(株)取締役に就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至るまでの職歴を書きます。 建設業の経営経験が分かるように具体的に 記入してください。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし	
		建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 賞罰がなければ「なし」と書きます。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3年 1 月 20 日		氏名 伊勢 三郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

0 0 0 0 2

例7-1 証明される者が、他の会社での経験5年以上かつ建設業に関し2年以上の場合
(例7-2と合わせることで、常勤役員等としての要件を満たすことになります。)

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 経験時の役職名を書きます。

経験年数 平成25年4月から 平成30年3月まで 満5年

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考 上記期間において、志摩運輸株式会社 取締役として勤務。

原則、片端落して計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和 3年 1月 20日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県志摩市阿児町鶴方3098-1
志摩運輸株式会社
代表取締役 志摩 一郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者
届出者

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イーエム株式会社
代表取締役 三重太郎

令和 3年 1月 20日

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 許可（ 般 特）第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

生年月日 年 月 日

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

◎【変 更 前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏 名

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

0 0 0 0 2

例7-2 証明される者が、他の会社での経験5年以上かつ建設業に関し2年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成30年4月から 令和2年12月まで 満2年9月
証明者と被証明者との関係 役員
備考 上記期間において、志摩土木株式会社 取締役として勤務。

原則、片端落して計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 口経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和 3年 1月 20日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県志摩市阿児町鶴方3098-9
志摩土木株式会社
代表取締役 志摩 次郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者 届出者

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イーエム株式会社
代表取締役 三重太郎

令和 3年 1月 20日

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経営業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可(般特)第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ
氏 名 2 0 三 重 太 郎
住 所 津市広明町13番地

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

現住所を書きます。

◎【変 更 前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏 名 2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例 常勤役員等を補佐する者（財務管理経験者）がいる場合 (第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和 3 年 1 月 20 日

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

役職名等
経験年数
証明者と被証明者との関係
備考

管理本部長

経験時の役職名を書きます。

平成27年4月 から令和2年12月 まで 満5年9月

役員補佐

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度におけ

申請又は届出の区分

2 2 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日

令和 年 月 日

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経営業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日

令和 11 年 13 月 15 日

許可番号

2 3

国土交通大臣 知事 許可 (般 特) 第 5 10 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ

2 4 カ ワ

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 川 田 二 郎

生年月日 S 13 14 3 5 年 16 18 0 9 月 1 5 日

住所

桑名市中央町5丁目71

現住所を書きます。

◎【変更前】

氏名

2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

例 常勤役員等を補佐する者（労務管理経験者）がいる場合

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の**労務管理**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 3年 1月 20日

~~地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事~~ 殿

該当しないものを消します。

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イーエヌ株式会社
代表取締役 三重太郎

役職名等
経験年数
証明者と被証明者との関係
備考

~~管理本部長~~

経験時の役職名を書きます。

平成27年4月から 令和2年12月まで 満5年9月

~~役員補佐~~

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度におけ

申請又は届分の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣コード

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、
般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

生年月日 日

住所 桑名市中央町5丁目71 現住所を書きます。

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

例 常勤役員等を補佐する者（業務運営経験者）がいる場合（第四面）

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 3年 1月 20日

~~地方整備局長
北海道開発局長~~
三重県 知事 殿

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

役職名等 管理本部長 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成27年4月から 令和2年12月まで 満 5年9月
証明者と被証明者との関係 役員補佐 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P45 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届出の区分 3 1 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経營業務管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣コード 国土交通大臣知事

許可番号 2 3 3 国土交通大臣知事許可（特— ）第 5 10 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 3 2 カ ワ ← カタカナで最初から2文字だけ記入します。

姓と名の間を1マス空けます。

氏名 3 3 川 田 二 郎 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 3 5 年 16 0 9 18 1 5 日

住所 桑名市中央町5丁目71 ← 現住所を書きます。

◎【変更前】

氏名 3 4 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

<例>補佐する者がいる場合

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	桑名市中央町5丁目71		
氏名	川田 二郎	生年月日	昭和35年 9月 15日生
職名	管理本部長		
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和62年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	三重土木(有)入社、総務部勤務	
	自 平成20年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	エム・アイ・イー土木(株)総務課長に就任	
	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	エム・アイ・イー土木(株)経理部長に就任	
	自 平成27年 4月 1日 至 令和 3年 1月 現在日	エム・アイ・イー土木(株)管理本部長に就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 賞罰がなければ「なし」と書きます。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 1 月 20 日		氏 名 川田 二郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(例) 経營業務の管理責任者等を変更する場合

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成22年7月から令和2年12月まで満10年5月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

経験時の役職名を書きます。

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該本人）の証明が必要です。
なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、P42 ロ経験の確認及びP39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P39 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和3年1月20日

証明者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(本支配人の常勤の役員)で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

該当しないものを消します。

P95の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和3年1月20日

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

申請又は届出の区分 172 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和3年1月8日

変更の場合は「2」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

変更した事実発生日を記入します。
大臣コード 1824

国土交通大臣 許可(一般-01)第012345号

許可年月日 令和02年02月01日

記 本枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 19 ミエ

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 20 三重太郎

生年月日 S24年04月12日

住所 津市広明町13番地 現住所を書きます。

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 21 松阪二郎

生年月日 S21年07月01日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 3 年 1 月 20 日

許可申請の場合は(1)に○を、
変更届の場合は、(2)に○を付けます。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重 太郎

該当しないものを消します。

許可年月日

許 可 番 号 国土交通大臣 許可 (般 特 - 28) 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 2 8 年 1 0 月 0 1 日

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	(8 人)	1	1	1	01エアイ 01234	01エアイ 01234
伊賀営業所	(3 人)	3	3	3	24312345678900	本店一括
() (人)	() (人)					本店一括
() (人)	() (人)					14桁の労働保険番号を記載します。
() (人)	() (人)					14桁の労働保険番号を記載します。
() (人)	() (人)					一括適用の承認に係る営業所については、「本店一括」と記載します。
(個人事業主の場合) 本店	(1 人)	2	2	2	健康保険	三重県建設国民健康保険組合
	(1 人)				厚生年金保険	-
	(1 人)				雇用保険	-
合計	(11 人)					
	(4 人)					保険加入の有無が適用除外「2」であっても、建設国保(三重県建設国民健康保険組合)等の健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合名を記載してください。

許可を受けた年月日が複数ある場合は最も古いものを記載します。
新規申請の際は記載不要です。

従業員数等及び保険加入の有無について、
許可申請の場合は、申請をする時点の状況を、
変更届の場合は、届出をする時点の状況を記載します。

営業所一覧表に記載した順に記載します。

法人の場合、役員を含めた全ての従業員数を記載します。
(建設業以外に従事する者を含まない)パート従業員等も含まれます。
個人の場合、事業主を含めた全ての従業員数を記載します。
(建設業以外に従事する者を含まない)パート従業員等も含まれます。

() 内には、法人の場合、役員を含めた全ての従業員数を記載します。
個人の場合、事業主及び同居の親族である従業員の人数を記載します。

加入は「1」、適用が除外される場合は「2」を、一括適用の承認に係る営業所の場合は「3」を記載します。
なお、年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外となりますので、「2」を記載します。
※詳細は下記の注意事項をご覧ください。

事業所整理記号及び事業所番号を記載します。

記載上の注意事項について

「保険加入の有無」の欄について

「健康保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入します。

「厚生年金保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入します。

「雇用保険」の欄については、適用事業所になったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入してください。

「事業所整理記号等」の欄について

「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載してください。
「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。
※建設国保等(三重県建設国民健康保険組合)の健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合名を記載してください。
※事業所整理記号等について、個人の保険証には記載されていないので、日本年金機構から発行される「保険料納入告知額・領収済額通知書」「適用通知書」「納入告知書」等で確認してください。
※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の事業所整理記号及び事業所番号を記載することになります。

「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載してください。
※労働保険番号について、自社で申告納付している場合、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」「納付書・領収証書」「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等で確認してください。また、労働保険事務組合に委託している場合、「労働保険料等領収書」「労働保険料等納入通知書」「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等で確認してください。

000003

例1 通常の許可申請の場合

更新申請の場合は作成不要です。専任技術者証明書（新規・変更）

専任技術者は、公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる工事の専任を要する主任技術者等とは兼任できませんので注意してください。

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違あり
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

(1) (2) の該当する方に○を付けます。
 許可申請の場合は(1)に○を付け、一般建設業の許可を受けようとする場合は「法第15条第2号」を消します。特定建設業の許可を受けようとする場合は「法第7条第2号」を消します。今回のように一般建設業も特定建設業もどちらも受ける場合はいずれも消しません。

許可申請の場合は、「届出者」を消します。

令和 3 年 1 月 2 0 日

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

申請者
届出者

~~地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿~~

区分 項番 3
 6 1 1
 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更

新規申請の場合は記入不要です。 許可申請の場合は、すべて「1」となります。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 6 2 国土交通大臣 許可(一般特) 第 号 令和 年 月 日

記 姓と名の間を1マス空けます。

専任技術者として該当する資格、実務経験等のコードをP132の「コード表」またはP22~26の「技術者の資格表」に従い記入します。

フリガナ (フリガナ) イセ サブロー 元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】
 3 5 10 15 20 25 30
 イセ 伊勢 三郎 生年月日 S 4 2 年 0 5 月 0 5 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9
 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 許可申請の場合は記入不要です。

専任技術者の住所 伊勢市岩濑1丁目7番29号 営業所の名称(新所属) 本社

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) スズカ シロウ 元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】
 3 5 10 15 20 25 30
 スズ 鈴鹿 四郎 生年月日 S 4 4 年 0 6 月 0 9 日

現住所を書きます。

今後担当する建設工事の種類 6 4 7
 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 2 0 3 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 鈴鹿市西条5丁目117 営業所の名称(新所属) 本社

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) イガ ゴロウ 元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】
 3 5 10 15 20 25 30
 イガ 伊賀 五郎 生年月日 S 4 7 年 1 1 月 1 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9
 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 伊賀市四十九町2802 営業所の名称(新所属) 伊賀営業所

例3 専任技術者の交替に伴い、技術者を追加する場合

専任技術者証明書（新規・変更）

専任技術者の交替の場合は、専任技術者証明書が追加と削除の2枚提出する必要があります。

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

専任技術者の追加の場合は(1)に○を付け、一般建設業の許可を受けようとする場合は「法第15条第2号」を消します。特定建設業の許可を受けようとする場合は「法第7条第2号」を消します。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和3年1月20日

地方整備局長 北海道開発局長 三重県 知事 殿

申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号 エム・アイ・イー土木株式会社 代表取締役 三重太郎

区 分 項番 3 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更
新規申請以外の場合は記入します。 交替に伴う追加の場合は、「3」となります。

許可番号 6224 国土交通大臣 三重県知事 許可(一般) 28 第0999999号 許可年月日 平成28年10月01日

Form 1: Applicant information. Name: 名張六郎 (ナバ 六郎), Birth: 6/2/25. Address: 名張市鴻之台1番町1番地. Job title: 代表取締役. Business name: エム・アイ・イー土木株式会社.

Form 2: Empty form for another applicant.

Form 3: Empty form for another applicant.

例4 専任技術者の交替に伴い、技術者を削除する場合

専任技術者証明書（新規・変更）

専任技術者の交替の場合は、専任技術者証明書が追加と削除の2枚提出する必要があります。

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

専任技術者の交替に伴い、既存の専任技術者を削除する場合に(2)に○を付けます。
なお、削除する専任技術者の担当していた業種すべてにおいて交替する者がいない場合は、本様式ではなく、P191の届出書(様式第22号の3)を提出します。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和3年1月20日

~~地方整備局長
北海道開発局長~~
三重県 知事 殿

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

区 分 項番 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

新規申請以外の場合は記入します。 交替に伴う削除の場合は、「4」となります。

許可番号 国土交通大臣 三重県知事 許可(特-28)第 号 許可年月日 平成 年 月 日

氏名	フリガナ	元号
伊勢 三郎	イセ 三郎	令和3年1月10日
今後担当する建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	1 3	
変更、追加又は削除の年月日	令和3年1月10日	削除の年月日を記入します。
専任技術者の住所	伊勢市岩淵1丁目7番29号	営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属) 本社

氏名	フリガナ	元号
今後担当する建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	1 2 3 4 5 6 7 8	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称(旧所属)
専任技術者の住所		営業所の名称(新所属)

氏名	フリガナ	元号
今後担当する建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	1 2 3 4 5 6 7 8	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称(旧所属)
専任技術者の住所		営業所の名称(新所属)

専任技術者 工事種類・有資格区分コード表

様式第八号 専任技術者証明書(新規・変更)

法律条文		要件	記載コード		
			工事種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	建設業法 第7条第2号	イ	指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】	1	01
		ロ	実務経験 10年経験	4	02
		ハ	国家資格者等	7	P22～26技術者の資格表
特定	建設業法 第15条第2号	イ	国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	9	P22～26技術者の資格表
		ロ	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
			+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
			+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P22～26技術者の資格表
		ハ	国土交通大臣特別認定(同号イと同等以上)	3	03
国土交通大臣特別認定(同号ロと同等以上)	6		04		

国土交通大臣・都道府県知事コード表

コード	大臣・都道府県
00	国土交通大臣
24	三重県知事

市町コード表

コード	市町名
24201	津市
24202	四日市市
24203	伊勢市
24204	松阪市
24205	桑名市
24207	鈴鹿市
24208	名張市
24209	尾鷲市
24210	亀山市
24211	鳥羽市
24212	熊野市
24214	いなべ市
24215	志摩市
24216	伊賀市
24303	桑名郡木曾岬町
24324	員弁郡東員町
24341	三重郡菰野町
24343	三重郡朝日町
24344	三重郡川越町
24441	多気郡多気町
24442	多気郡明和町
24443	多気郡大台町
24461	度会郡玉城町
24470	度会郡度会町
24471	度会郡大紀町
24472	度会郡南伊勢町
24543	北牟婁郡紀北町
24561	南牟婁郡御浜町
24562	南牟婁郡紀宝町

実務経験証明書

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、担当する期間の重複は認められません。（例えば資格を有しない者が2業種を担当する場合、10年ごと計20年の経験を証明する必要があります。）

下記の者は、とび・土工・コンクリート 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

この証明書は、建設工事の種類（業種）、技術者、証明者ごとに各々別業に作成します。なお、国家資格等のみで専任技術者の要件を満たし、実務経験が不要とされる方は、この証明書は必要ありません。

令和 3 年 1 月 14 日

許可を受けようとする建設工事の書類を書きます。

原則として使用者が証明者となります。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

証 明 者

建設工事の実務を経験した時の使用者の商号又は名称を書きます。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

被証明者との関係

従業員

技術者の氏名	山田 太郎	生年月日	昭和35年12月7日	使用された期間	昭和62年 10月から 令和2年 12月まで
使用者の商号又は名称	エム・アイ・イー土木株式会社				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
技術主任	中村邸外構工事 現場作業員 他14件			平成22年7月から平成22年12月まで	
技術主任	高橋邸基礎工事 現場作業員 他10件			平成23年1月から平成23年12月まで	
技術主任	三重商店新築足場設置工事 現場作業員 他12件			平成24年1月から平成24年12月まで	
技術主任	安濃町地内掘削工事 施行監督補助 他15件			平成25年1月から平成25年12月まで	
技術主任	山田邸宅地造成工事 施工監督補助 他10件			平成26年1月から平成26年12月まで	
係長	白山町地内コンクリート打設工事 施工監督補助 他9件			平成27年1月から平成27年12月まで	
係長	美里地区急傾斜地崩壊対策工事 施工監督 他8件			平成28年1月から平成28年12月まで	
課長	町道13号道路地盤改良工事 施工監督 他12件			平成29年1月から平成29年12月まで	
課長	美杉町地内地すべり防止対策工事 施工監督 他11件			平成30年1月から平成30年12月まで	
工事部長	町道25号道路交通安全対策工事 施工監督 他10件			平成31年1月から令和元年12月まで	
工事部長	町道25号道路標識設置工事 施工監督 他13件			令和2年1月から令和2年12月まで	
				年 月から	年 月まで
被証明者が所属していた部署名を書きます。小規模事業者などで明確な職名が存在しない場合は、「取締役」「事業主」「現場監督」「作業員」などの名称を書きます。					月まで
使用者の証明を得ることができない理由を書きます。 1 事業主のみの場合 自営のため 2 使用者が倒産等のため証明が得られない場合 倒産により使用者が行方不明のため など	従事した工事の内容が具体的に明らかになるよう書きます。 なお、通年にわたって建設工事が続く場合にはその年の代表工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、原則1年分を1行にまとめて書きます。 なお、記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です。			合計年数は、記載した工事の経験期間を合計して書きます。 なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで書きます。	月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				年 月から	年 月まで
				合計	満 10 年 6 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数※の合計を記載すること。

※「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要となります。

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 1 月 14 日

- この証明書は、特定建設業の許可を受けようとする場合で法第15条第2号の該当区分が（ロ）に該当した方について作成します。
- 建設工事の種類（業種）、技術者、証明書ごとに各々別業に作成しますが、ここでの工事は元請工事で請負代金の額（消費税込み）が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請負代金の額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

原則として使用者が証明者になります。

被証明者との関係 使用人

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

記

技術者の氏名	山本 一男		生年月日	昭和37年8月15日		使用された期間	昭和62年 4月から 令和2年 12月まで	
使用者の商号又は名称	エム・アイ・イー土木株式会社							
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容			実務経験年数		
三重県	65,000千円	工事課長	県庁舎無線電機設備改修工事			平成18年5月から平成18年11月まで		
津市	48,000千円	工事部長	本庁舎非常放送設備工事			平成20年8月から平成20年12月まで		
三重放送設備(株)	46,000千円	工事部長	ショッピングモール緊急放送設備整備工事			平成21年9月から平成21年12月まで		
三重県	52,000千円	工事部長	監視装置システム改修工事			平成23年5月から平成23年10月まで		
(株)中部電器	47,000千円	工事部長	三重工場電気通信設備工事			平成23年12月から平成24年3月まで		
三重県	50,000千円	工事部長	雨量観測所設備工事			平成24年11月から平成25年4月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
請負契約の相手方の名称を書きます。	千円		元請工事について、請負契約書の請負代金額、工事内容、経験年数を確認します。 なお、記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です。			年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円		経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。			年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計			満 2 年 8 月		

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

従たる営業所がない場合、
本様式は提出不要です。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和3年 1月 20日

営業所の名称	職 名	氏 名
伊賀営業所 ↑	営業所長	ウエノ イチロウ 上野 一郎
<div data-bbox="134 607 541 712" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> P98「営業所一覧表（様式第一号の別紙二）」に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。 </div>		

様式第7号別紙(P117)及び様式第7号の2別紙(P119、P125)に記載した「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)」については、本様式の作成は不要です。

法人の場合は、P96の「役員等の一覧表(別紙一)」に記載した役員等全員(常勤役員等(経營業務の管理責任者等)を除く)について、この調書を作成します。
 個人の場合は、事業主が「常勤役員(経營業務の管理責任者)」であることが多いため原則作成は不要ですが、支配人を置いているなど事業主が「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)」に配置されていない場合は作成が必要となります。

(用紙A4)

許可申請者 (法人の役員等
本 代理人
法定代理人
法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書 不要のものを消します。

住 所	津市栄町1-954	住民票上の住所と居住地(現住所)が異なる場合は、居住地(現住所)を記載してください。	
氏 名	山田 一郎	生 年 月 日	昭和 34年 5月 15日生
役 名 等	取締役		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。刑罰については罰金刑も記載します。(例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※株主等(株主又は出資者)、顧問、相談役については記載不要です。		
	上記のとおり相違ありません。		
令和 3年 1月 20日		氏 名 山 田 一 郎	

記載要領

- 1 「 (法人の役員等
本 代理人
法定代理人
法定代理人の役員等) 」 については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	伊賀市四十九町3184 ←	住民票上の住所と居住地(現住所)が異なる場合は、居住地(現住所)を記載してください。	
氏 名	上野 一郎	生 年 月 日	昭和 50年 4月 12日生
営 業 所 名	伊賀営業所 ←	所属する営業所の名称、申請時点での職名を書きます。	
職 名	伊賀営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※株主等(株主又は出資者)、顧問、相談役については記載不要です。		
	上記のとおり相違ありません。		
令和 3年 1月 20日		氏 名 上野 一郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

個人事業主で支配人(令第3条の規定する使用人)を「常勤役員等(経営業務管理責任者等)」にする場合は、その支配人について、常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙)を作成するので、本様式の作成は不要です。また、役員等を兼ねている者についても、本様式の作成は不要です。

許可申請者が法人である場合に作成します。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
三 重 太 郎	津市桜橋3丁目446番34号	200株
山 田 一 郎	津市広明町13番地	100株
川 田 二 郎	津市西丸之内23-1	100株
海 田 三 郎	松阪市高町138	50株
志 摩 次 郎	志摩市阿児町鶴方3098-9	50株

総株主の議決権、出資総額5/100以上の株主、出資者の氏名全員を書きます。
 法人の場合
 商号又は名称
 個人の場合
 その者の氏名

株数の場合は「〇〇株」、
 出資の価格の場合は「〇〇円」と書きます。

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第十七号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
(様式第十七号の三	附 属 明 細 表)

事業年度 { 自 令和 元 年 1 0 月 1 日
至 令和 2 年 9 月 3 0 日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

(作成にあたっては、国土交通省告示第1660号に定める勘定科目の説明を参照してください。)

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

決算日を書きます。

→ 令和2年9月30日現在

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金		679,623
受取手形		14,705
完成工事未収入金	← 完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(売掛金は含みません)	154,005
有価証券		-----
未成工事支出金		129,183
材料貯蔵品		-----
短期貸付金	千円単位をもって表示します。(端数切捨)	81,222
前払費用		-----
繰延税金資産		-----
その他	← 資産合計の5%以下の科目のみ合算の上、その他流動資産として計上できます。5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定します。	71,853
貸倒引当金		△ 1,085
流動資産合計		1,129,509①
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	← 取得価額を書きます。	35,550
減価償却累計額		△ 1,828
機械・運搬具		13,235
減価償却累計額		△ 4,324
工具器具・備品		3,501
減価償却累計額		△ 499
土地		41,770
リース資産		-----
減価償却累計額		△ -----
建設仮勘定		-----
その他		-----
減価償却累計額		△ -----
有形固定資産合計		87,405②
(2) 無形固定資産		
特許権		-----
借地権		-----
のれん		-----
リース資産		-----
その他		225
無形固定資産合計		225③

(3) 投資その他の資産

投資有価証券		3, 102
関係会社株式・関係会社出資金		2, 700
長期貸付金		-----
破産更生債権等		-----
長期前払費用		-----
繰延税金資産		-----
その他	←	8, 378
貸倒引当金		△ -----
投資その他の資産合計		14, 180④
固定資産合計		→ 101, 810⑤

決算期後1年を超えた後処分することになる債権等を計上します。(保証金、役員保険積立金等)

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で表示します。(千円単位で表示したものを合計するものではありませんので通常は千円単位での合計とは一致しません。)

⑤=②+③+④

III 繰延資産

創立費		-----
開業費		-----
株式交付費		-----
社債発行費		-----
開発費		-----
繰延資産合計		-----⑥
資産合計		⑦=①+⑤+⑥ 1, 231, 319⑦

負債の部

I 流動負債

支払手形	←	119, 825
工事未払金	←	107, 034
短期借入金	←	5, 000
リース債務		-----
未払金		-----
未払費用		-----
未払法人税等		90
繰延税金負債		-----
未成工事受入金		151, 320
預り金		2, 379
前受収益	←	-----
引当金		-----
その他		-----
流動負債合計		→ 385, 650⑧

未払消費税はここへ計上します。

買掛金は含みません。

決済期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

完成工事補償、製品保証、修繕等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

許可要件の流動比率
 特定建設業 $75\% \leq \text{①} / \text{⑧} \times 100\%$

II 固定負債

社債		-----
長期借入金	←	157, 785
リース債務		-----

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
 分割返済の定めがあるものについては、決済期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりません。

繰延税金負債		-----
退職給付引当金	退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。	<u>2,409</u>
負ののれん		-----
その他		<u>9,000</u>
固定負債合計		<u>169,195</u> ⑨
負債合計	⑩=⑧+⑨	<u>554,845</u> ⑩

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

(1) 資本金	許可要件の資本金額	-----
(2) 新株式申込証拠金	特定建設業 ≥ 20,000千円	<u>20,000</u> ⑪
(3) 資本剰余金		-----
資本準備金		-----
その他資本剰余金		-----
資本剰余金合計	⑬=⑬+⑭	<u>-----</u> ⑮
(4) 利益剰余金		-----
利益準備金		<u>5,000</u> ⑯
その他利益剰余金		-----
準備金		-----
別途積立金		<u>615,000</u> ⑰
繰越利益剰余金	許可要件の欠損比率	<u>36,474</u> ⑲
利益剰余金合計	特定建設業で(△)がある時 ⑳=⑯+⑰+⑱+⑲	<u>656,474</u> ㉑
(5) 自己株式	(⑲ - (⑮+⑯+⑰+⑱)) / ⑪ × 100% ≤ 20%	△ -----
(6) 自己株式申込証拠金		-----
株主資本合計	㉓=⑪+⑫+⑮+⑳+㉑+㉒	<u>676,474</u> ㉓

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	-----
(2) 繰延ヘッジ損益	-----
(3) 土地再評価差額金	-----
評価・換算差額等合計	-----

III 新株予約権

純資産合計	⑳=㉓+㉔+㉕	-----
負債純資産合計	㉗=⑩+㉖=㉗	<u>1,231,319</u> ㉗

許可要件の自己資本の額
 特定建設業 ≥ 40,000千円
 一般建設業 ≥ 5,000千円
 5,000千円未満の場合は、5,000千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

損 益 計 算 書

自 令和元年10月 1日
至 令和2年 9月30日

兼業事業における売上高が総売上高の
1/10を超えるときは兼業事業の売上高
及び売上原価を区分して計上します。

（会社名） エム・アイ・イー土木株式会社

I 売上高		通常は様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致します。		千円
完成工事高	←	830,834	(28)	
兼業事業売上高	←		(29)	830,834(30)
				(30)=(28)+(29)
II 売上原価				
完成工事原価		695,862	(31)	
兼業事業売上原価			(32)	695,862(33)
				(33)=(31)+(32)
売上総利益（売上総損失）				
完成工事総利益（完成工事総損失）		134,972	(34)	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			(35)	134,972(36)
				(36)=(34)+(35)
III 販売費及び一般管理費				
役員報酬		36,000		
従業員給料手当	←	26,426		
退職金	←			
法定福利費		8,584		
福利厚生費		1,681		
修繕維持費		1,234		
事務用品費		2,404		
通信交通費		2,506		
動力用水光熱費		3,433		
調査研究費				
広告宣伝費		126		
貸倒引当金繰入額				
貸倒損失				
交際費		2,180		
寄付金		139		
地代家賃		10,910		
減価償却費		150		
開発費償却				
租税公課		712		
保険料		6,013		
雑費		6,133		
営業利益（営業損失）			(38)=(36)-(37)	108,638(37)
				26,334(38)

建設業以外の売上高を
計上します。

工事現場に関与しない職員
等に支払う給与等を計上し
ます。賞与引当金繰入額は
ここに計上します。

退職給付引当金繰入額は
ここに計上します。

損失の場合は△表示
で計上します。

完成工事原価報告書

自令和 元年 10月 1日

至令和 2年 9月 30日

(会 社 名) エム・アイ・イー土木株式会社

			千円
I	材料費	91,802	
II	労務費	103,342	
	(うち労務外注費)	
III	外注費	406,637	
IV	経費	94,079	
	(うち人件費	45,610)	
	完成工事原価	<u>695,862</u>	= (31)

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。

完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

経費のうち工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等を計上します。

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

株主資本等変動計算書

自 令和元年10月1日
至 令和2年9月30日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

千円

	株主資本									評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本 準備金	その他 資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金										利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	20,000				5,000	615,000	19,189	639,189		659,189					659,189	
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益							17,285	17,285		17,285					17,285	
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 当期変動額(純額)																
当期変動額合計							17,285	17,285		17,285					17,285	
当期末残高	20,000				5,000	615,000	36,474	656,474		676,474					676,474	

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載します。

純資産の部に記載した数字が上がってきます。

新設法人の場合はここに記載します。

損益計算書の当期純利益

別記様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

注 記 表
 自 令和元年 10月 1日
 至 令和 2年 9月 30日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

- 注
- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
 - 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 **最終仕入原価法**
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 **建物については定額法、その他の資産は定率法**
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
 工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式**
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 **該当なし**
 - 3 会計方針の変更 **該当なし**
 - 4 表示方法の変更 **該当なし**
 - 5 会計上の見積りの変更
 - 6 誤謬^{びやう}の訂正 **該当なし**
 - 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
 - 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式〇〇〇〇株**
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
- (3) 剰余金の配当

**平成〇〇年〇月〇日定時株主総会決議 配当総額〇〇〇千円
一株あたり〇〇〇円 利益剰余金を原資とする**

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千 円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千 円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他 **該当なし**

(注意)

この記載例は、株式会社のうち会計監査人なしで、かつ株式譲渡制限会社の例です。

※記載を要する注記は、以下のとおりです。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第十八号 貸 借 対 照 表

様式第十九号 損 益 計 算 書

令和 2年 12月 31日

(商号または名称) 三重土木工業

(個人の場合)

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

令和 2年 12月 31日現在

個人の決算日は毎年 12月 31日です。

(商号又は名称) **三重土木工業**

千円単位をもって表示
します(端数切り捨て)

資 産 の 部

千円

I 流動資産

現金預金

受取手形

完成工事未収入金

有価証券

未成工事支出金

材料貯蔵品

その他

貸倒引当金

流動資産合計

完成工事高に計上した請負
代金の未収額を計上します
(売掛金は含みません)。

円単位の金額を合計し、千円単
位をもって表示します。
千円単位で表示したものを合計し
ても一致しない場合があります。

残存価格(減価償却後
の額)を計上します。

円単位の金額を合計し、千円単
位をもって表示します。
千円単位で表示したものを合計
するものではありませんので注
意してください。

15,384

1,020

2,430

1,635

3,300

23,771 ①

II 固定資産

建物・構築物

機械・運搬具

工具器具・備品

土地

建設仮勘定

破産更生債権等

その他

固定資産合計

資産合計

2,150

4,366

3,920

4,133

14,571 ②

38,343 ③=①+②

負 債 の 部

③=⑨

I 流動負債

支払手形

工事未払金

短期借入金

未払金

未成工事受入金

預り金

引当金

その他

流動負債合計

買掛金は含みません。

決算期後1年以内に返済す
ることになる額を計上します。
1年以内に完済するか否かを
問いません。

賞与引当金、製品保証引当
金等はここへ計上します。

許可要件の流動比率
特定建設業 $75\% \leq ① / ④ \times 100\%$

358

5,253

4,095

520

1,660

120

12,007 ④

II 固定負債

長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりませんので注意してください。

10,824

10,824 ⑤

22,832 ⑥=④+⑤

退職給付引当金はここに計上します。

許可要件の資本金額
特定建設業 ≥ 20,000 千円

前期の資本合計を計上します。

資産の譲渡益等を計上します。

資産の譲渡損及び生活費等を計上します。

純資産の部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計
負債純資産合計

許可要件の欠損比率
特定建設業で損失(△)がある場合
 $20\% \geq (⑦ - (【2】 + 【3】)) / 【1】 \times 100\%$

15,395 【1】

450 【2】

△ 2,454 【3】

2,120 ⑦=①⑦

15,511 ⑧

38,343 ⑨=⑥+⑧

=③

損失又は欠損の場合は△表示で計上します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税抜処理

許可要件の自己資本の額
特定建設業 ≥ 40,000 千円
一般建設業 ≥ 5,000 千円
5,000 千円未満の場合は、5,000 千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

消費税の会計処理方法を書いてください。
「消費税抜処理」
「消費税込処理」
「免税につき税込処理」等

純資産合計⑧の計算例

$$⑧ = 【1】 + 【2】 - 【3】 + ⑦$$

$$15,511 = 15,395 + 450 - 2,454 + 2,120$$

(個人の場合)

様式第十九号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

損益計算書

自 令和 2年 1月 1日
至 令和 2年 12月 31日

(商号又は名称) 三重土木工業

千円

58,950 ⑩

I 完成工事高

II 完成工事原価

材料費

21,517

労務費

8,956

(うち労務外注費))

外注費

12,500

経費

7,532

50,505 ⑪

完成工事総利益 (完成工事総損失)

8,445 ⑫

⑫ = ⑩ - ⑪

工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等はここに計上します。
完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。
賞与引当金繰入額はここに計上します。

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

1,720

退職金

退職給付引当金繰入額はここに計上します。

法定福利費

223

福利厚生費

15

維持修繕費

48

事務用品費

89

通信交通費

416

動力用水光熱費

193

広告宣伝費

26

交際費

218

寄付金

地代家賃

378

減価償却費

827

租税公課

816

保険料

803

雑費

300

6,072 ⑬

営業利益 (営業損失)

損失の場合は△表示で計上します。

2,373 ⑭

⑭ = ⑫ - ⑬

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	74	
その他	26	100 ⑮

各種の引当金、準備金の
取崩しはここに計上します。

V 営業外費用

支払利息	196	
その他	157	353 ⑯

事業主利益（事業主損失）

2,120 ⑰

損失の場合は△表示
で計上します。

$$\begin{aligned} \text{⑰} &= \text{⑭} + \text{⑮} - \text{⑯} \\ &= \text{⑦} \end{aligned}$$

注 工事進行基準による完成工事高

完成工事高の総額の10分の1を超える
場合に記載すること。

法人設立又は事業開始してから一度も決算期が到来していない場合(決算未到来)、又は第1期目の決算期は到来しているものの、決算が確定していない場合(決算未確定)であっても、財務諸表の作成は必要です。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第十七号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
(様式第十七号の三	附 属 明 細 表)

決算未到来

事業年度

自 令和 年 月 日

月 日

決算期が到来していない場合は、「決算未到来」と記入してください。
また、決算期は到来しているものの決算が確定していない場合は「決算未確定」と記入してください。

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

決算未到来 貸借対照表
令和 3年 1月 1日 現在

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

設立時点の開始貸借
対照表を作成します。

資 産 の 部

I 流動資産			千円
現金預金		5,000	
受取手形		
完成工事未収入金		
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品		
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		
その他		
貸倒引当金		△	
流動資産合計		5,000	
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		
減価償却累計額	△	
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
土地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		
(2) 無形固定資産			
特許権		
借地権		
のれん		

損 益 計 算 書

決算未到来

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名） エム・アイ・イー土木株式会社

I 売上高			千円
完成工事高			
兼業事業売上高			
II 売上原価			
完成工事原価			
兼業事業売上原価			
売上総利益（売上総損失）			
完成工事総利益（完成工事総損失）			
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬			
従業員給与手当			
退職金			
法定福利費			
福利厚生費			
修繕維持費			
事務用品費			
通信交通費			
動力用水光熱費			
調査研究費			
広告宣伝費			
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費			
寄付金			
地代家賃			
減価償却費			
開発費償却			
租税公課			
保険料			
雑費			
営業利益（営業損失）			

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

決算未到来

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

千円

I 材料費

II 労務費

(うち労務外注費 -----)

III 外注費

IV 経費

(うち人件費 -----)

完成工事原価

=====

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

株主資本等変動計算書

決算未到来 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

千円

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本剰余金				利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計
	資本金	資本 準備金	その他 資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計								
					別途 積立金	繰越利益 剰余金										
当期首残高																
当期変動額																
新株の発行	5,000									5,000					5,000	
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 当期変動額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高																

新設法人の場合はここに
記載します。

注 記 表
決算未到来 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

**決算期が到来していない場合は、
 決算未到来と記入してください。**

（会社名） エム・アイ・イー土木株式会社

注

- 1 税務正業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準 該当なし
 - (4) 収益及び費用の計上基準 該当なし
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税込方式によっている
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 5 会計上の見積りの変更 該当なし
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

例1 通常の許可申請の場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 58年 1月 1日	三重土木（有）設立 資本金10,000千円
	平成 3年 4月 1日	伊賀営業所設置
	平成 14年 4月 1日	三重土木（株）に組織変更
	平成 18年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	平成 18年 9月 15日	資本金の増資 資本金20,000千円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。
申請する以前に一度も登録又は許可がなければ、書く必要がありません。

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反 罰金〇万円
△△法違反 営業停止3日
指名停止等は含みません。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例2 法人成をした場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 34年 1月 1日	三重土木工業 創業
	昭和 56年 4月 1日	三重土木（有）設立 本店及び伊賀営業所設置 資本金20,000千円
	平成 14年 4月 1日	三重土木（株）に組織変更
	平成 18年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	平成 19年 8月 15日	資本金の増資 資本金30,000千円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

建設業の登録及び許可の状況	昭和 46年 10月 1日	最初の建設業登録（へ）第88888号 土、と、舗
	昭和 48年 10月 1日	最初の新規許可（般-48）第99999号 土、と、舗
	昭和 56年 5月 10日	法人成り新規許可（般-56）第99999号 土、と、舗
	昭和 58年 6月 24日	業種追加（般-58）第99999号 建、管
	昭和 59年 5月 10日	許可更新・一本化（般-59）第99999号 土、建、と、管、舗
	平成 7年 6月 10日	一部廃業（般-5）第99999号 管
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
 (例)〇〇法違反 罰金〇万円
 △△法違反 営業停止3日
 指名停止等は含みません。
 賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例3 事業承継による場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 34年 1月 1日	三重土木工業 創業
	平成 11年 5月 1日	営業の休止
	平成 12年 9月 1日	営業の再開
	平成 14年 1月 1日	事業承継
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

建設業の登録及び許可の状況	昭和 46年 8月 10日	最初の建設業登録（へ）第88888号 土、と
	昭和 48年 8月 10日	最初の新規許可（般-48）第99999号 土、と
	平成 11年 5月 15日	全部廃業（般-9）第99999号 土、と
	平成 12年 12月 3日	新規許可（般-12）第00000号 土、と
	平成 14年 3月 1日	新規許可（般-13）第00000号 土、と
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
 (例)〇〇法違反 罰金〇万円
 △△法違反 営業停止3日
 指名停止等は含みません。
 賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例4 許可を一時失効した後、再度取得した場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成 3年 4月 1日	三重土木（株）設立 資本金10,000千円
	平成 5年 4月 1日	資本金の増資 資本金20,000千円
	平成 18年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

建設業の登録及び許可の状況	平成 3年 10月 20日	最初の建設業許可（般-3）第88888号 土、と、舗
	平成 6年 10月 20日	建設業許可未更新のため失効
	平成 6年 12月 15日	新規許可（般-6）第99999号 土、と、舗
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
 (例)〇〇法違反 罰金〇万円
 △△法違反 営業停止3日
 指名停止等は含みません。
 賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p style="text-align: center;">未加入</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <div data-bbox="306 434 620 517" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">加入していない場合は 「未加入」と書きます。</div>	<div data-bbox="869 398 1465 481" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">団体の名称の欄は、建設業法第27条の37 に規程する建設業者の団体の名称を記載しま</div>

主 要 取 引 金 融 機 関 名

本店、支店、営業所、出張所等の
区分まで書きます。

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p>政府関係金融機関は、 (株)日本政策金融公庫、(株)国際協力銀行、 沖縄振興開発金融公庫、(株)日本政策投資銀行、 株式会社商工組合中央金庫について記載します。</p>	<p>〇〇銀行 県庁支店</p>	<p>〇〇信用金庫 県庁支店</p>	<p>農業協同組合、 漁業協同組合等 があります。</p>

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

収入証紙納付書

納付年月日	令和 3 年 1 月 20 日									
使用料等の名称	建設業許可（新規、更新、業種追加）申請手数料									
	建設業許可を受けていることの証明又は確認手数料									
	経営事項審査申請書の提出済証明手数料									
	経営事項審査申請書の原本証明手数料									
	浄化槽工事業登録（新規、更新）申請手数料									
	経営規模等評価手数料 総合評定値通知手数料									
	解体工事業登録（新規、更新）申請手数料									
使用料等の金額	¥90,000									
収入証紙ちょう付欄										
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">三重県収入証紙 ¥10,000</td> </tr> </table>		三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000
三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000								
三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000								
三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000	三重県収入証紙 ¥10,000								
納 入 者	住 所	三重県津市桜橋3丁目466番34号								
	商号又は 名称 氏 名	エム・アイ・イー土木株式会社 代表取締役 三重太郎								
摘 要	令和 3年 1月 20日の申請にかかる使用（手数）料である。									

- 備考
- 1 収入証紙は、納入者において消印しないこと。
 - 2 1 件ごとに別紙とすること。
 - 3 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。

10. 認可申請書の記載例

認可申請による場合には、次ページ以降の記載例を参考に申請書を作成してください。

なお、一般的注意事項については、許可申請書の記載（P91～）と同じになります。

※は記入しないでください。

※ 認 可
年 月 日 令 和 年 月 日

※ 許 可 番 号 三 重 県 知 事 第 号

※ 許 可 建 設 業 の 種 類

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

一 般
特 定

建設業認可申請書

一般、特定のどちらか一方のみの許可を受ける場合、
不要の文字を消します。
一般、特定の両方を受ける場合はどちらも消しません。

住 所 津市桜橋3丁目446番34号
申 請 者 会社名又は 株式会社 エム・アイ・イー土木株式会社
商 号
代表者氏名 代表取締役 津 太郎

住 所 津市広明町13番地
会社名又は 三重県組株式会社
商 号
代表者氏名 代表取締役 三重太郎

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

令和3年 2月 5日
三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役 三重 太郎
三重県津市桜橋3丁目446番地34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 津 太郎

太枠内は記入しないでください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P95)と同じ要領で作成ください。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

申請者 譲渡人
譲受人

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般 特) 第 号 令和 年 月 日

認可申請年月日 令和 年 月 日

譲渡及び譲受け年月日 令和 年 月 日 日

事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。

譲渡及び譲受けの理由 **会社事業の整理**

事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。

譲渡及び譲受けの価格 **25,000,000円**

事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。

引き続き使用する許可番号 国土交通大臣 許可 (一般 特) 第 号

認後に使用する許可番号を記載してください。

承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 **土建大石と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機総通園井具水消清解**

1. 一般 2. 特定

認可申請時において許可を受けている建設業 **土建大石と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機総通園井具水消清解**

1. 一般 2. 特定

商号又は名称のフリガナ **エ ム ア イ イ ー ド ボ ク**

申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

商号又は名称 **エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 (株)**

代表者又は個人の氏名のフリガナ **ツ タ ロ ウ**

代表者又は個人の氏名 **津 太 郎** 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村 **2 4 2 0 1** 都道府県名 **三重県** 市区町村名 **津市**

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 **桜 橋 3 - 4 4 6 - 3 4**

郵便番号 **5 1 4 - 0 0 0 3** 電話番号

ファックス番号 **059-227-8993**

法人又は個人の別 (1. 法人 2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

兼業の有無 (1. 有 2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 **不動産業** 申請時点で譲受人が有している許可について記載してください。譲受人が許可を有していない場合は空欄となります。

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般 特) 第 号 令和 年 月 日

【法人成りの場合】

00101

譲渡及び譲受け認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

令和3年 3月 5日
三重県津市広明町13番地
三重県組
代表 三重 太郎
三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役 三重 太郎

太枠内は記入しないでください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P95)と同じ要領で作成ください。

申請者 譲渡人
譲受人

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	01	国土交通大臣 知事	令和 03 年 03 月 05 日
認可申請年月日	02	国土交通大臣 知事 許可(一般-01) 第 099999 号	令和 03 年 03 月 05 日

譲渡及び譲受け年月日 03 令和 03 年 03 月 05 日 事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。

譲渡及び譲受けの理由 04 個人事業の法人化 事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。

譲渡及び譲受けの価格 05 0円 事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。法人成り、老齢等の理由による承継で同一の営業者とみなされる場合に限り無償譲渡でも構いません。

引き続き使用する許可番号 06 24 認可後に使用する許可番号を記載してください。 099999 承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

<譲受人に関する事項>
譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 07 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)
認可申請時において許可を受けている建設業 08 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09 ミ エ ケ ン グ ミ 申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

商号又は名称 10 三 重 県 組 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11 ミ エ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 12 三 重 太 郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 24201 都道府県名 三重県 市区町村名 津市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 14 広 明 町 1 3

郵便番号 15 514-8570 電話番号 059-224-2660

ファックス番号 059-224-3290

法人又は個人の別 16 1 (1.法人 2.個人) 資本金額又は出資総額 5000 (千円) 法人番号 5000020240001

兼業の有無 17 2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 - 申請時点で承継人が有している許可について記載してください。承継人が許可を有していない場合は空欄となります。

許可番号 18 国土交通大臣 知事 許可(一般-01) 第 099999 号 令和 03 年 03 月 05 日

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

譲受人（合併・分割存続法人）、譲受人（合併・分割存続法人）の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第8条各号に該当しないという誓約書であるため、P28（五）②の欠格事由に該当する項目がないか確認してください。

（用紙A4）

言 和 言

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

不要の文字を消します。

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 3年 2月 5日

不要の文字を消します。

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役 三重 太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

三重県知事 殿

記載要領

{ 申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人 }

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと

様式第6号、様式第22号の11と混同されないようご注意ください。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

認可申請書の申請者欄と同様に
全ての申請者が連署されている
こと。

令和 3年 2月 5日
三重県津市桜橋3丁目446番地34号
申請者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 津 太郎
三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役 三重 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

0 0 1 3 1

相続認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和3年 2月 12日

太枠内は記入しないでください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P95)と同じ要領で作成

地方整備局長 北海道開発局長 三重県知事 殿

申請者 相続人 三重県津市栄町1丁目891番地 三重土木工業 三重 一郎

行政庁側記入欄
大臣コード 知事
許可番号 01 国土交通大臣 許可(一般) 第 5 号 令和 02 年 02 月 02 日
認可申請年月日 02 令和 03 年 01 月 29 日

被相続人の死亡日 03 令和 03 年 01 月 29 日 戸籍謄本等のとおりに記載ください。

引き続き使用する許可番号 04 24 国土交通大臣 許可(一般) 第 123456 号 申請時点で相続人が有している許可について記載してください。許可を有していない場合は空欄

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 05 土建大左と石屋電管の鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1.一般 2.特定)

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 06 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 07 ミ エ ド ボ ク コ ウ ギ ヨ ウ

商号又は名称 08 三 重 土 木 工 業

氏名フリガナ 09 ミ エ イ チ ロ ウ

氏名 10 三 重 一 郎 支配人の氏名

被相続人との続柄 11 子(長男) 戸籍謄本等のとおりに記載してください。

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 12 24201 都道府県名 三重県 市区町村名 津市

相続後の主たる営業所の所在地 13 栄 町 1 - 8 9 1

郵便番号 14 514-0004 電話番号 059-224-9998

ファックス番号 059-224-9999

兼業の有無 15 2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 申請時点で相続人が有している許可について記載してください。許可を有していない場合は空欄となります。

許可番号 16 国土交通大臣 許可(一般) 第 5 号 令和 02 年 02 月 02 日

様式第6号、様式第22号の6と混同されないようご注意ください。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和3年 2月 12日

三重県津市栄町1-891

申請者 三重土木工業 三重 一郎

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

1 1 . 変更届出書等の記載例

許可取得後、届出事由が発生した場合には、次ページ以降の記載例を参考に作成してください。

変更届出書を提出する際には、必ず本様式を表紙にして作成してください。

建設業許可変更等届出書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和 3年 1月 20日 提出

許可番号 三重県知事 許可（般・特-28）第99999号

※許可年月日が複数ある場合は、
最も古いものをご記載ください。

許可年月日 平成 28年 12月 1日

住 所 津市桜橋3丁目446番34号
届 出 者 商号又は名称 エム・アイ・イー土木株式会社
氏 名 代表取締役 三重太郎

※行政書士による代理申請の記載例
については、P193をご覧ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事

様

決算（事業年度終了）変更届の
場合のみ記入してください。

経営事項審査の申請の有無

する

しない

該当する方に○をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙8）を使用してください。
下記以外の変更届については、P186の変更届出書（様式第22号の2）を使用してください。

別紙8

変更届出書

令和 3年 1月 20日

三重県知事 へ

許可番号 三重県知事許可（般・特-28）第99999号
法人番号 5000020240001
津市桜橋3丁目446番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

事業年度（第64期 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 事業税納税証明書 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。
上記(6)附属明細表は、資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。
上記(8)～(11)は、変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。

00006

各事項の必要な添付書類は P84～P86に記載してあります。

変更届出書 (第一面)

提出期限が定められていますので、提出日には注意してください。

- 下記のとおり、
- (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の名称、所在地又は業種
 - (3) 資本金額
 - (4) 役員等の氏名
 - (5) 個人業者の氏名
 - (6) 支配人の氏名
 - (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人
 - (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があつたので、

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当する番号を○で囲みます。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

令和3年1月20日
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

大臣コード
国土交通大臣
三重県 知事

許可番号: 3524 第09999号 平成28年10月11日

法人番号: 36500020240001

許可年月日

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	〇〇.〇.〇	商号の変更
営業所の所在地	津市広明町13番地	津市桜橋3丁目446番34号	〇〇.〇.〇	主たる営業所の移転
営業所の名称	三重土木株式会社 北勢営業所	エム・アイ・イー土木株式会社 四日市営業所	〇〇.〇.〇	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	〇〇.〇.〇	北勢営業所の業種追加
資本金額	20,000,000円	30,000,000円	〇〇.〇.〇	増資
役員等の氏名	取締役 三重一郎		〇〇.〇.〇	取締役の退任 (または辞任、死亡)
役員等の氏名		取締役 三重五郎	〇〇.〇.〇	取締役の就任
役員等の氏名	代表取締役 三重花子	取締役 三重花子	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
役員等の氏名	取締役 三重太郎	代表取締役 三重太郎	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
個人業者の氏名	伊勢太郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	改姓・改名
支配人の氏名	鈴鹿一郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	支配人交代
令第3条に規定する使用人	四日市営業所長 桑名一郎	四日市営業所長 鳥羽市朗	〇〇.〇.〇	退職のため

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ: 37 エム・アイ・イー・ド・ボク

商号又は名称: 38 エム・アイ・イー土木(株)

代表者又は個人の氏名のフリガ: 39 ミエ タロウ

代表者又は個人の氏名: 40 三重太郎

主たる営業所の所在地市区町村: 41 都道府県名 三重県 市区町村名 津市

主たる営業所の所在地: 42 桜橋3-446-34

郵便番号: 43 514-0003 電話番号: 059-224-2660

資本金額又は出資総額: 44 30000 (千円)

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載してください。

連絡先
所属等 総務課 氏名 三重 一郎 電話番号 059-224-2660
ファックス番号 059-224-3290

<変更届出書(第一面の記載例)>

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等	■取締役の就任				
	役員等の氏名		取締役 島田 四郎	0.0.00	取締役の就任
	■取締役の退任				
	役員等の氏名	取締役 山田 一郎		0.0.00	取締役の退任 (または辞任、死亡)
	■取締役の改姓				
	役員等の氏名	山田 花子	三重 花子	0.0.00	改姓
	■代表取締役の交代 (従来の代表取締役は取締役からも退任する場合)				
	役員等の氏名	代表取締役 三重 太郎		0.0.00	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表取締役の就任
	■代表取締役の交代 (従来の代表取締役は取締役に、従来の取締役が代表取締役に就任する場合)				
	役員等の氏名	代表取締役 三重 太郎	取締役 三重 太郎	0.0.00	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表取締役の就任
	■代表取締役が1人から2人に増え、同時に建設業法上の代表者を交代する場合				
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表取締役の就任
	建設業法上の代表者	代表取締役 三重 太郎	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表者の交代
■100分の5以上の株式を保有(100分の5以上を出資)するに至った場合					
役員等の氏名		伊勢 三郎	0.0.00	100分の5以上の株主(出資者)に該当	
■100分の5以上の株式を保有(100分の5以上を出資)しなくなった場合					
役員等の氏名	志摩 次郎		0.0.00	100分の5以上の株主(出資者)に非該当	
常勤役員等 (経營業務の管理責任者等)	■常勤役員等(経營業務の管理責任者等)のみ交代し、役員の就退任がない場合				
	役員等の氏名 (常勤役員等(経營業務管理責任者等)の変更)	代表取締役 三重 太郎	取締役 三重 花子	0.0.00	常勤役員等(経營業務管理責任者等)の交代
	■代表取締役(常勤役員等(経營業務管理責任者等)を兼務)が退任し、従来の取締役が代表取締役(常勤役員等(経營業務管理責任者等))に就任する場合				
	役員等の氏名 (常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更)	代表取締役 三重 一郎		0.0.00	代表取締役と常勤役員等(経營業務管理責任者等)の退任
	役員等の氏名 (常勤役員等(経營業務管理責任者等)の変更)	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表取締役と常勤役員等(経營業務管理責任者等)の就任
	■代表取締役の交代(従来の代表取締役は取締役に、従来の取締役が代表取締役に就任する)及び常勤役員等(経營業務管理責任者等)も交代する場合				
役員等の氏名 (常勤役員等(経營業務管理責任者等)の変更)	代表取締役 三重 一郎	取締役 三重 一郎	0.0.00	代表取締役と常勤役員等(経營業務管理責任者等)の退任	
役員等の氏名 (常勤役員等(経營業務管理責任者等)の変更)	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	0.0.00	代表取締役と常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の就任	
専任技術者	■主たる営業所の専任技術者の変更				
	専任技術者の変更	鈴鹿 四郎	桑名 五郎	0.0.00	本社
	■専任技術者の有資格区分の変更				
専任技術者の有資格区分	桑名 五郎 一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	桑名 五郎 一級土木施工管理技士	0.0.00	登録解体工事講習受講による変更	

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	■専任技術者の所属営業所を入れ替える場合				
	専任技術者	伊勢 四郎	桑名 五郎	〇.〇.〇〇	四日市営業所
	専任技術者	桑名 五郎	伊勢 四郎	〇.〇.〇〇	松阪営業所
営業所	■商号の変更				
	商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	〇.〇.〇〇	商号の変更
	■有限会社から株式会社に変更する場合				
	商号	三重土木有限会社	三重土木株式会社	〇.〇.〇〇	商号の変更
	■営業所の所在地の移転				
	営業所の所在地	〒514-8570 津市広明町13番地	〒514-0003 津市桜橋三丁目446番地34号	〇.〇.〇〇	主たる営業所の移転
	■従たる営業所の新設				
	営業所の新設		四日市営業所	〇.〇.〇〇	四日市営業所の新設
	令第3条に規定する使用人		四日市 七郎	〇.〇.〇〇	四日市営業所の新設
	専任技術者		四日市 七郎	〇.〇.〇〇	四日市営業所の新設
	■従たる営業所の廃止				
	営業所の廃止	松阪営業所		〇.〇.〇〇	松阪営業所の廃止
	令第3条に規定する使用人	松阪 八郎		〇.〇.〇〇	松阪営業所の廃止
	専任技術者	松阪 九郎		〇.〇.〇〇	松阪営業所の廃止
	■従たる営業所における令第3条に規定する使用人の変更				
	令第3条に規定する使用人	四日市営業所長 四日市 七郎	四日市営業所長 四日市 三子	〇.〇.〇〇	退職のため
	■従たる営業所の業種の追加				
	営業所の業種	建築	土木・建築	〇.〇.〇〇	四日市営業所の業種追加
	専任技術者	四日市 七郎	四日市 七郎	〇.〇.〇〇	担当業種の追加
	■従たる営業所の業種を追加するとともに、追加業種を担当する専任技術者を追加する場合				
営業所の業種	土木	土木・建築	〇.〇.〇〇	四日市営業所の業種追加	
専任技術者の追加		鈴鹿 四郎	〇.〇.〇〇	四日市営業所	
■主たる営業所の業種を廃止（一部廃業）するとともに、廃止業種を担当する専任技術者の担当業種を変更する場合					
一部の業種の廃業	土木・建築	建築	〇.〇.〇〇	本社の一部廃業	
専任技術者の削除	伊賀 六郎		〇.〇.〇〇	本社	
その他	■資本金額の変更				
	資本金額	20,000,000円	30,000,000円	〇.〇.〇〇	増資
	■電話番号、FAX番号の変更				
	電話番号	059-224-2660	059-224-2723	〇.〇.〇〇	本社
FAX	059-224-3290	059-224-3560	〇.〇.〇〇	本社	

営業所の新設または廃止の場合

(用紙A4)

区分 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更)

大臣 一 下

許可番号 (国土交通大臣 三重県 知事 許可 (一般-28) 第 号 平成 年 月 日)

3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地(主たる営業所)

従たる営業所を新設する場合は、「3. 従たる営業所の新設」、従たる営業所を廃止する場合は、「4. 従たる営業所の廃止」を記入します。

営業しようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

主たる営業所の営業しようとする建設業の業種に変更がなければ、上段・下段ともに記入は不要です。

従たる営業所の称 フリガナ オワセエイギョウシヨ

尾鷲営業所 (1. 一般) (2. 特定)

従たる営業所の所在地市区町村コード 24209 都道府県名 三重県 市区町村名 尾鷲市

従たる営業所の所在地 中央町10-43

郵便番号 519-3696 電話番号

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

営業所の新設

従たる営業所の称 フリガナ クマノエイギョウシヨ

熊野営業所 (1. 一般) (2. 特定)

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

営業所の廃止

従たる営業所の称

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

1 2. 代理申請の記載例

※行政書士による代理申請等の取扱いについて、P 8 9 もご参照ください。

※は記入しないでください。

※ 許 可
年 月 日 令 和 年 月 日

※ 許 可 番 号 三 重 県 知 事 第 号

※ 許 可 建 設 業 の 種 類

一 般
特 定

建設業許可申請書

一般、特定のどちらか一方のみの許可を受ける場合、
不要の文字を消します。
一般、特定の両方を受ける場合はどちらも消しません。

	住 所	津市桜橋3丁目446番34号
申 請 者	会社名又は	エム・アイ・イー土木株式会社
	商 号	
	代表者氏名	代表取締役 三重太郎
代 理 人	行 政 書 士	行政一郎
	事務所所在地	三重行政書士事務所 津市栄町6丁目1
	電 話 番 号	059-123-4567

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 3 年 1 月 20 日

三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
代理人 事務所所在地 津市栄町6丁目1

職印

本枠内は記入
しないでください

不要の文字
を消します。

主たる営業所の所在地、
商号又は名称及び氏名を記入。

申請者 三重津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事

許可番号 01 国土交通大臣 許可(特) 第 000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

申請の区分 02 (1.新規 2.許可換え新規 3.一般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.一般・特新規+業種追加 7.一般・特新規+更新)

申請年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

この申請書により既に許可を受けている建設業の全部を一本化する場合は「1」を記入し、そうでない場合は「2」を記入します。新規の場合は空欄にします。

の有効の調整 (1.する 2.しない)

許可を受けて営業しようとする建設業を一般「1」、特定「2」で記入。

とする建設業 02 02

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06 エム・アイ・イー・ド・ボク

法人の場合の略号
株式会社(株)
特例有限会社(有)
合資会社(資)
合名会社(名)
合同会社(合)
協同組合(同)
協業組合(業)

現在有効な許可業種について書きます。更新の場合は上段の項番04と一致します。

商号又は名称 07 エム・アイ・イー・土木(株)

姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 ミエ タロウ

代表者又は個人の氏名 09 三重 太郎

主たる営業所の所在地市区町村 10 24201

市町村コード(P132参照)を記入します。

個人の場合で支配人を選任し法務局に登録してある場合のみ書きます。

主たる営業所の所在地で市町に続く町名以下を記入します。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入します。

郵便番号 12574-0003

電話番号 059-224-2660

市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰で記入します。

ファックス番号 059-224-3290

申請時の資本金を右詰めで記入します。個人事業主の方は書く必要がありません。

資本金額又は出資総額 法人 20000 (千円)

兼業の有無 14 1 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類 不動産業

兼業がある場合は「1」と記入し、その内容を書きます。ない場合は「2」と記入し、「なし」と書きます。

許可換えの区分 15 (1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可)

旧許可番号 16

申請しようとする行政庁以外で現在有効な許可を受けている場合は記入します。

旧許可年月日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載

所属等 申請代理人 氏名 行政書士 行政一郎 電話番号 059-123-4567

ファックス番号 059-999-0000

変更届出書を提出する際には、必ず本様式を
表紙にして作成してください。

建設業許可変更等届出書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和 3年 1月 20日 提出

許可番号 三重県知事許可（般・特一28）第99999号

許可年月日 平成 28年 10月 1日

届出者 住所 津市桜橋3丁目446番34号
商号又は名称 エム・アイ・イー土木株式会社
氏名 代表取締役 三重太郎

代理人 行政書士 行政一郎
事務所所在地 三重行政書士事務所
津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事 様

決算（事業年度終了）変更届を
提出する場合のみ記入してく
ださい。

経営事項審査の申請の有無	する	しない
--------------	----	-----

該当する方に○をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙8）を使用してください。
下記以外の変更届については、P186の変更届出書（様式第22号の2）を使用してください。

別紙8

変更届出書

令和 3年 1月 20日

三重県知事 へ

許可番号 三重県知事許可（般・特-28）第99999号
法人番号 5000020240001
津市桜橋3丁目446番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

代理人 行政書士 行政 一郎

職印

事業年度（第63期 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 事業税納税証明書 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。
上記(6)附属明細表は、資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。
上記(8)～(11)は、変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。

代理人の記名押印でよいのは
項番61の区分「4」の場合のみ

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和3年 1月20日

代理人 三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567

職印

申請者 三重県津市桜橋3丁目44番34号
届出者 エム・アイ・イー土株式会社
代表取締役 三重太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県 知事 殿

専任技術者の交替に伴い、既存の専任技術者を削除する場合に(2)に○を付けます。
なお、削除する専任技術者の担当していた業種すべてにおいて交替する者がいない場合は、本様式ではなく、P200の届出書(様式第22号の3)を提出します。

区分 6 1 4 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種等 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

新規申請以外の場合は記入します。 区 分 コード
許可番号 6 2 2 4 国土交通大臣 許可(一般-28)第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 8 年 1 0 月 0 1 日

記

氏名 6 3 伊 勢 三 郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 4 2 年 0 5 月 0 5 日
フリガナ (フリガナ) イセ サブロウ
今後担当する建設工事の種類 6 4
現在担当している建設工事の種類 9
有資格区分 6 5 1 3
変更、追加又は削除の年月日 令和 3年 1月 15日
専任技術者の住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号
営業所の名称 (旧所属) 本 社
営業所の名称 (新所属)

項番64について、上段は今後担当することはないため、空白になります。下段は、これまで担当していた業種を記入します。

当該技術者が配置されていた営業所の名称を記入します。

削除の年月日を記入します。

氏名 6 3
生年月日 年 月 日
フリガナ (フリガナ)
今後担当する建設工事の種類 6 4
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
専任技術者の住所
営業所の名称 (旧所属)
営業所の名称 (新所属)

氏名 6 3
生年月日 年 月 日
フリガナ (フリガナ)
今後担当する建設工事の種類 6 4
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
専任技術者の住所
営業所の名称 (旧所属)
営業所の名称 (新所属)

各事項の必要な添付書類はP84~P86に記載してあります。

変更届出書

(第一面)

提出期限が定められていますので、提出日には注意してください。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号

令和3年1月20日

該当する番号を○で囲みます。

三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1番地
電話番号 059-123-4567
代理人
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

職印

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

大臣コード
知事

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日
平成28年10月01日
国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。
なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

許可番号 3524 (国土交通大臣 許可 (一般特) 28) 第0999999号
法人番号 365000020240001

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	〇〇.〇.〇	商号の変更
営業所の所在地	津市広明町13番地	津市桜橋3丁目446番34号	〇〇.〇.〇	主たる営業所の移転
営業所の名称	三重土木株式会社 北勢営業所	エム・アイ・イー土木株式会社 四日市営業所	〇〇.〇.〇	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	〇〇.〇.〇	北勢営業所の業種追加
資本金額	20,000,000円	30,000,000円	〇〇.〇.〇	増資
役員等の氏名	取締役 三重一郎		〇〇.〇.〇	取締役の退任 (または辞任、死亡)
役員等の氏名		取締役 三重五郎	〇〇.〇.〇	取締役の就任
役員等の氏名	代表取締役 三重花子	取締役 三重花子	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
役員等の氏名	取締役 三重太郎	代表取締役 三重太郎	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
個人業者の氏名	伊勢太郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	改姓・改名
支配人の氏名	鈴鹿一郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	支配人交代
令第3条に規定する使用人	北勢営業所長 桑名一郎	北勢営業所長 鳥羽市朗	〇〇.〇.〇	退職のため

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 エム アイ イー ド ボ ク
濁音、半濁音は1文字
略号のフリガナは書きません。

商号又は名称 38 エム・アイ・イー土木 (株)
姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人の氏名のフリガ 39 ミエ タロウ
市町村に続く町名以下を記入します
「丁目」、「番」、「号」等は「ハイフン」で記入します。

代表者又は個人の氏名 40 三重 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 24201 都道府県名 三重県 市区町村名 津市
主たる営業所の所在地 42 桜橋 3-446-34

郵便番号 43 514-0003 電話番号 059-224-2660
資本金額又は出資総額 44 30000 (千円)
この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に回答できるものの氏名、連絡先を記載してください。

連絡先 所属等 申請代理人 氏名 行政書士 行政 一郎 電話番号 059-123-4567
ファックス番号 059-999-0000

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 3年 1月 20日

代理人 三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567
三重県津市桜橋3丁目44番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

職印

届出者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県 知事 殿

不要の文字を消します。

届出の区分 項番 3
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

一部廃業の場合、専任技術者を削除または変更する届出を同時に提出してください。

大臣コード 国土交通大臣 許可(一般) 第 09999号
三重県 知事

許可年月日 平成 28年 10月 01日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 2 1 2 10 15 20 25 30 (1. 一般)
(2. 特定)

今回廃業する業種を上段に
これを含めた現在許可を有し
ている全ての業種を下段に
一般「1」、特定「2」で記入し
ます。

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 令和 5 9 年 3 5 月 7 日

太枠内は記入しないでください。

【備考】

廃業等の年月日 令和 2 年 1 2 月 3 1 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

廃業等の理由	届出をすべき者
(1)	その相続人
(2)	その役員であった者
(3)	その破産管財人
(4)	その清算人
(5)	法人であるときは代表者 (代表者が届出できない場合は代表者以外の役員) 個人であるときはその事業主本人

〈委任状モデル〉

委 任 状

行政書士	行 政 一 郎
登録番号	9 9 9 9 9 9 9 9
事務所	三重行政書士事務所 津市栄町6丁目1
電話番号	0 5 9 - 1 2 3 - 4 5 6 7
F A X	0 5 9 - 9 9 9 - 0 0 0 0

上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

- 1 「建設業許可申請」の場合
建設業許可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、許可通知書の受領等
- 2 「変更等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等
- 3 「廃業等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく廃業等の届出に関する書類の作成及び提出、訂正・補正、許可取消通知の受領等

令和 3年 1月 20日

委任者	
住所	津市桜橋3丁目446番34号
氏名	エム・アイ・イー土木株式会社
(商号・代表者)	代表取締役 三重太郎
電話番号	0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0
F A X	0 5 9 - 2 2 4 - 3 2 9 0